

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第3部門第2区分
【発行日】平成16年10月28日(2004.10.28)

【公表番号】特表2000-505784(P2000-505784A)

【公表日】平成12年5月16日(2000.5.16)

【出願番号】特願平9-522502

【国際特許分類第7版】

C 0 7 F 9/40

A 6 1 P 31/00

A 6 1 K 31/662

【F I】

C 0 7 F 9/40 D

A 6 1 K 31/00 6 3 1

A 6 1 K 31/66 6 0 3

【手続補正書】

【提出日】平成15年10月8日(2003.10.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成15年10月 8日

特許庁長官 今 井 康 夫 殿

1. 事件の表示

平成9年特許願第522502号

2. 補正をする者

名称 ハイデルベルク ファーマ ホールディング ゲゼルシャフト
ミット ベシュレンクテル ハフツング

3. 代 理 人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル
青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士(7751)石 田 敬



4. 補正により増加する請求項の数 1

5. 補正対象書類名

請求の範囲

6. 補正対象項目名

請求の範囲

7. 補正の内容

請求の範囲を別紙の通り補正します。

8. 添付書類の目録

請求の範囲

1通

方 式 査 査



アミド、アミドカルボニル、スルフィニル又はスルホニル基であり、

Cyclは、5～7炭素原子を有する環式アルキル基又はフェニル（ここで1の環の炭素原子は窒素により置換され得、そしてその飽和環又は芳香環は、 $C_1 \sim C_{10}$ アルキル、 $C_1 \sim C_{10}$ アルコキシ、 $C_1 \sim C_{10}$ アルキルメルカプト又はハロゲンにより1回又は数回、置換され得る）であり、そして

mは0, 1, 2又は3であり、

但し、 R^2 が R^1 の意味を同時に有するなら、 R^1 は R^2 と同じであり得る]のホスホノカルボン酸のリン脂質誘導体、互変異性体、光学異性体及びそれらのラセミ体、並びにそれらの無機及び有機塩基の生理的に許容される塩並びに式Iの化合物のプロドラッグ。

2. R_2 が8～12炭素原子を有する直鎖又は分枝鎖の飽和又は不飽和アルキル鎖であることを特徴とする請求項1に記載の化合物。

3. R_3 が水素でないことを特徴とする請求項1又は2に記載の化合物。

4. mが0, 1又は2であることを特徴とする請求項1～3のいずれか一に記載の化合物。

5. R_3 がメチル、プロピル、イソプロピル、ブチル、イソブチル、t-ブチル、ペンチル、ヘキシル、ネオペンチル又はテキシルであることを特徴とする請求項1～4のいずれか一に記載の化合物。

6. R_3 が、メチル、エチル、プロピル、ブチル、t-ブチル又はベンジルであることを特徴とする請求項1～5のいずれか一に記載の化合物。

7. eが6～10の間の数字であることを特徴とする請求項1～6のいずれか一に記載の化合物。

8. Xが硫黄、スルフィニル、スルホニル、酸素又は単結合を示すことを特徴とする請求項1～7のいずれか一に記載の化合物。

9. Yが、硫黄、スルフィニル、スルホニル、酸素又は単結合を示すことを特徴とする請求項1～8のいずれか一に記載の化合物。

10. Xが硫黄でありそしてYが酸素であることを特徴とする請求項1～9のいずれか一に記載の化合物。

11. Cyclが、ハロゲン又は $C_1 \sim C_4$ アルキルにより任意に置換されたシクロ

ヘキシル、シクロペンチル又はフェニルであることを特徴とする請求項1～10のいずれかーに記載の化合物。

12. R^2 が、ノニル、デシル、ウンデシル又はドデシルであることを特徴とする請求項1～11のいずれかーに記載の化合物。

13. R^1 が、 t -ブチル又は塩素により任意に置換されたフェニルヘキシル又はシクロヘキシルであることを特徴とする請求項1～12のいずれかーに記載の化合物。

14. 通常の医薬補助物質及び担体に加えて、請求項1～13のいずれかーに記載の少くとも1の一般式Iの化合物を含む医薬組成物。

15. 自己免疫病、新形成、炎症、ウイルス又はレトロウイルスの病気の治療のための薬剤を製造するための請求項1～13のいずれかーに記載の少くとも1の一般式Iの化合物の使用。